

# 史林

第貳卷 第貳號

大正六年四月一日發行

(通卷第六號)

研 究

朝鮮の「倭寇」(上)

文學博士 三浦 周 行

一

南方之地、倭寇肆暴、東西數千里、去海數百

里、屠燒域郭、暴骨原野、絶無人煙、

高麗の末期より斯くも恐るべき暴威を振ひつゝ、

ありし所謂倭寇が朝鮮世宗の元年朝鮮が己亥の東

征と稱する對馬の攻伐を一期として其後頓に滅退

に趣き、爾來世宗の廿五年濟州官船の攻撃及び中

宗の四年庚午の變に至る迄絶わて大衝突の事なか

りしは事實なり。これが原因につきて朝鮮側の記

録は概ね對馬の一撃が我れを畏服せしめたりとな

し、自己亥東征之後、倭寇已服天威、不敢肆虐な

ごゝいひて時の上王太宗の果斷を謳歌するに一致

せり。高麗の時より我れに對して常に消極的態度

を取り來り、偶入寇せることあるも、刀伊や蒙古

の強制に餘儀なくせられて脅從せるに過ぎざりしを思へば、朝鮮の單獨出兵は確かに其歴史上特筆大書に値ひすることなるべく、縦ひ一時的たりども、對馬を始め我朝野に深刻なる驚愕を興へしのみならず對馬島民の生命たる船舶を燒棄し虜獲して何程か其活動力を滅殺したりしことはこれを認めざるべからず。然れども此攻伐は當初稍朝鮮軍に利ありしも、其後敗績して兵を班したりしは掩ふべからざる事實にして、如何に其戰果を誇張するも、是を以て倭寇掃蕩の目的を達し得るものは解すべからざるなり。

我國の學者間には又從來二種の異なる觀察あり一は朝鮮の我海賊又はこれが關係者に對する懷柔策の成功に歸するものにして、朝鮮が倭寇の來襲に苦み、我幕府に對して其禁遏を請ひしも効なく且つ漸く我國情を知るに及びて幕府に禁賊の力な

く、朝鮮自らこれを處理するの外なきを悟り、遂に一種の懷柔策を案出し、海賊を海賊とせずして寧ろ賓客として取扱ふこととなり、世宗の時李藝を對馬に遣して締結せしめし通交條約の如きは頗る宗氏に利益あるものにして、壹岐、對馬より賊首又は賊首の子孫と稱し來り、朝鮮も亦然か看做し、ものに向つてすら貿易を許し、官職を授け世祖の九年に安藝國海賊大將藤原朝臣村上備中守國重と稱して使を遣せるものに對しても亦其要求を容れたり。高麗の時倭寇の猖獗を逞しうせるは未だ此懷柔策に考へ及ばざりしを以てなりといひ、

（續史的研究「倭寇に就て」）一は朝鮮水軍の功に歸するものにして、高麗恭愍王の末年より萌芽し恭讓王の時に其基礎の成れる水軍が朝鮮に至りて整備完成したりしより、さしにも跳梁せる倭寇の勢力中心は轉じて明に向へるなりといへり。（史學雜

誌第廿六編の一「倭寇と朝鮮の水軍」朝鮮が對倭寇策の一として誘降懐柔の手段を取れるは後者の均しく認むるところなるも、これのみにては倭寇に誇負の念を起さしむるに過ぎざれば、同時に取れる威嚇討伐こそ其根本政策なりと看做するものにして、前者に比すれば正反對の見地に立つものと謂はざるべからず。

余輩は此興味ある問題について以下少しく考究するところあらん。

## 二

本研究に於て朝鮮に於ける倭寇なるもの、本體如何は先決問題なり。前掲の二説はこれについても亦互に其所見を異にし、後者は朝鮮に入寇せる倭寇はもとより、支那沿岸に出没せるものも共に皆壹岐、對馬の二島を中心とせるものなりしとなし、前者は朝鮮側の記録には壹岐、對馬、松浦と

見ゆるも、安藝、周防、備後、伊豫、出雲、豊前壹岐、對馬等の諸國より海賊大將として朝鮮に赴きしものは縦ひ海賊をなさざる迄も倭寇と密接の關係ありしものなりとせり。

余輩は今此に朝鮮に於ける倭寇の何者たるやの問題を解決する爲め、便宜上先づ朝鮮自身の倭寇を窺はん。朝鮮に於ては初め倭寇を目するに壹岐、對馬の兩島の民となし又三島の倭寇といふ。

然るに三島については明記せるものなく、世宗の二十五年奏聞使工曹參判鄭策の明帝に奏して倭山對馬島壹岐島花加島等地海山險阻種類甚繁、千萬爲群、專以盜賊爲生、小邦三面濱海、恒被其患、といへるに據れば、兩島の外博多を指せるもの、如し。博多は宗氏の舊主として其節制に服せる少貳氏の根據にて海東諸國記利筑前州の條にも往來我國者於九州中博多最多といへる程なれば對馬と

並び稱せらるゝは故なきにあらず。されど海東諸國眞肥前州の條には州有上下松浦、海賊所處、前朝之季寇我邊者、松浦與壹岐對馬島之人率多と見わて、三島は壹岐、對馬の二島に松浦を加へたるものにも似たり。蓋し壹岐は松浦氏の管下にありて最も密接の關係にあり、其海賊は相共に朝鮮のみならず明をも侵せることあり、(嘉吉三年の如き)故に三島の稱をも生じたるならんか、而も朝鮮の記録が漠然三島の倭寇と書するのみにて其島名を明記せざるは偶兩島以外の倭寇の根據について明確なる智識の缺如せるを立證するものなり。

然れども總じて海賊に關する記録に乏しき我國にありては如上の朝鮮側の觀測に對しても、これを肯定し若しくは否定すべき何等有力なる史料を存せざれば、此種の記述に當りて公平にして曲筆の跡少き李氏實錄以下の朝鮮側史料を當年の我國

情に照らして考覈し、依つて以て適當なる理解を得んことを期するの外なし、而して其結果少くも兩島の島民中、掠奪を目的として朝鮮及び支那の沿岸地方に赴き、動もすれば其人命財産に危害を加へし常習的海賊犯人の儼存せしことはこれを否定するに由なきなり。就中朝鮮の認めて是等海賊の巢窟となせる對馬は、土地硯確にして物資を得るに困難なりしより島民は窮餘相率ゐて海に航し劫掠を行ふに至りしもの、如く、世宗の元年五月朝鮮庇仁縣、都豆音串(忠清道)を侵して遼東を衝き、己亥東征の近因となれる倭寇の船は十六隻を失うて十四隻のみ還り來りしが、其中七隻には壹岐島民これに搭乘し七隻には對馬島民の搭乘せること、宗貞盛の朝鮮に送れる報告に見え、對馬島民が飢饉の爲め出で、明を侵さんとせるものなること海州に上陸して捕へられし俘虜の自白せる

ところなり。其他の實例殆んど枚擧に遑あらず。

然らば朝鮮の倭寇は兩島若しくは三島の島民に限られたりとすべきや否や。これについては我九州探題今川了俊が嘗て朝鮮に贈れる書中、蒙諭禁賊之事罄力於壹岐對馬已久矣といひ、又大内義弘の書に一岐對馬島邊人侵耗之禁敢不奉教といへるが如きを見て我れ亦兩島民の侵掠を認めたりと解するものなきにあらず。然れどもこは何れも朝鮮が倭寇の兩島民たるを信じて其禁遏を求め來りしに酬いしものにして、是を以て倭寇が兩島民の外に出でざりし證左とするは早計なり。

當時我國にては自他共に海賊と稱して敢て耻辱とせざりしものあり。朝鮮世宗の元年六月禮曹の我筑前州石城府（博多）管事平萬景に答へし書中に、近日對馬島賊徒背恩構變、寇我邊境、殺掠人物、自稱日本賊人、以累貴國之名、罪莫大焉とい

へるは自ら海賊と稱せるものならん。こはもとより名實相合のものなれども、世祖實錄十年二月丁酉の條に日本國藝州海賊大將藤源（原）朝臣村上備中守國重遣人來獻土物と見ゆるもの、如きは其前年にも土物を贈りしことあり、海東諸國記に受圖書、約歲遣一舡と見わたるものにして、通交の目的を達せん爲め朝鮮に赴きしなり。何を好んでみづから海賊の名乗を上げ他の嫌惡を招くが如き行爲に出づべけんや。これ彼等の不文に依るとはいへ、我國當時の稱呼を其儘、朝鮮に贈れる書中にも用ゐし迄にて、不用意の間、却て天眞の爛漫たるを見るべく、決して鬼面を被りて人を嚇せるものにあらず。而してこは我南北朝時代以降南朝及び足利方が海賊を海軍に利用したりしより、「後には立派なる海軍に變質するもありて其稱一般の海軍に及び、遂に海賊を以て海軍普通の稱呼と爲

すに至れり」といはる。(史學雜誌第五編「海賊ノ顛末ト海軍ノ沿革」)余輩も大體に於ては此解釋を認めんとするものながら、海軍に利用せられたるが故に海賊が實質名稱共に海軍となれりとは首肯し難し。彼等は海島若しくは沿岸の地に據り自然の必要上航海を業とせるもの、必ずしも海賊を以て終始せるにあらず、或は漁夫となり、或は商估となれるも、さなきだに板子一枚下は地獄の境界にありし彼等は一一般紀綱の弛廢と殺伐なる時勢粧と相俟つて海賊となれるもあり、もごより社會の擯斥を免れざりしが、彼等が漸く大をなして或程度の統制秩序も保たるゝに及び、政治的にも社會的にも其實力を認められて地位の向上を來し、守護大名に准ずるの待遇を受くるものあるに至れり。其南朝に依りて海軍に利用せられしも、足利氏に依りて遣明船の警護に充てられしも皆これが爲の

み。斯くて海賊なる語が彼等に對する自他の稱呼となれるは「天皇御謀叛」といへる奇怪なる文字が智識階級にさへ怪れざりし世の中とて深く咎むるに足らず。要は漢字の本義を離れて我國だけに通用する一種の新意義を生せるに過ぎざるのみ。

李氏實錄や海東諸國記等に據りて海賊大將、海賊大將軍と稱して朝鮮に交通せるものを見るに皆瀬戸内海及び日本海方面に於ける海島若しくは沿海地方の小名共にて、普通の海賊にあらざるは勿論、みづから海賊大將と稱せざりしものゝ間にも幾多同一程度のものありしを見れば、必ずしも其名稱に拘泥すべきにあらず。而して此種海賊は獨り瀬戸内海及び日本海方面のみならず、九州方面にも亦存せしなり。是等の地方民中、或は朝鮮近海に於て漁業に従事し、或は同國の港灣に就いて貿易を營みしことありと思はるゝと共に又往々海

上若くは陸地に於て人物資財の劫掠をも敢てせしことありしを認めざる能はず。應永中、我商船に搭じて朝鮮晉州に赴き逃れて朝鮮より其本國に送還せられし明人觀音保は其商船が一艘には魚鹽を載せ、一艘には唐木綿を載せて租と米とに換ふる料となせるものなりと説き、且つ其貿易と海賊とを兼ねるを述べて、彼倭等皆藏兵器、着到無船之地則侵奪、有兵器處則乞爲興利といへるは恐らくは當時の「船働」若しくは「船乘」の一面を説明せるものなるべし。

### 三

然らば是等の剽掠を事とせる人民と其地方の守護大名小名等(所謂海賊大將をも含む)との關係如何。兩者の間は全く没交渉にして、互に關知せざりしとすべきか、將た後者が前者を使噓し操縦して其利を收めたりとすべきか、こは輕々しく解決

すべからざる一大疑案なり。然るに朝鮮に交通せるものは斯波、大内二氏は勿論、對馬、壹岐以下叢爾たる絶島の島主と雖ども皆使人を遣りて來旨を述べしめ、一人としてみづから赴きしものはあらず。表面不逞の徒と何等の關係を有せざりし如く實際に於ても亦然りしものあらん。思ふに初より劫掠を目的とせる普通の海賊ならばいざ知らず貿易漁業等に從事し乍ら時に侵掠を行ふものゝ如きはこれを良民と區別せんこと頗る難し。而して生存競争の激烈なりし當時にありては諸國の守護大小名等何れも皆部下人民の盛んに生業を營み國用を辨せんことを希ふや切なり。故に其朝鮮乃至支那に對する出稼の如きも、彼等の大に喜んで奨勵せしところにして彼等は朝鮮より得たる特典を利用し文引を給して便宜を興へたりしなり。永享七年宗貞盛が人を朝鮮に遣して本島之民、因興販

到貴境、累月不廻、本島人民生理甚艱、請速令市易廻送といはしめたりしは其一面の消息を傳ふるものにして、諸廻船之事、隨分賣買仕、當國住居之覺悟肝要之事といへる長曾我部元親百箇條の精神と一致すべし。さりとて守護大小名等は悉く部内の人民の海賊的遠征について闕知せざりしものとも信ずべからず。彼應永廿六年朝鮮を経て大舉遼東に向はんとせるものありしが如き朝鮮にてさへ事前に諜報を得たりしを、宗氏が聞知せざるの理あらんや。知りてこれを禁せざりしは其心事を疑はるゝも辨解の辭に窮すべし。特に其虛に乘じて對馬を伐たんとせる朝鮮の兵船の近づけるを見て、島民は利を得て歸れるものと思ひ、酒肉を儲けて歡待せんとせりといへる朝鮮側の記録を採るべしとせば、彼等の間に海賊的遠征はさながら今日の我移民の海外出稼と同様に看做されつゝありしかと想はる。更に李氏實錄世宗二十一年(我永享十一年)二月宗貞盛が對馬壹岐二島の民の船二十艘を讎して明を侵すを許せる記事に徴すれば、此種の出稼について許否の權の島主の手にありしこと掩ふべからざるものに似たり。これに據れば、對馬の賊首(賊萬戶)六郎次郎、三末三甫羅、汝每時羅なるもの、壹岐の賊首(賊萬戶)都仇羅等船二十艘を以て明を侵すの計畫あり、貞盛は初めこれを禁じたりしも、宗茂直、宗大善等の懇請に依りて遂にこれを許し、二三月の間、順風を待つて開帆し五六月の間に歸るべき計畫成り、三月船を發せんとして貞盛を始め宗汝直、同彦七、同彦次郎等に告別せし時、貞盛等嚴に戒飭を加へて朝鮮の境を犯すことなからしめ、若し我言に従はずして其境を犯すことあらば汝の妻子を戮すべしと告げたりしかば六郎次郎等は天を指して此忘恩の行爲



に出づべからざるを誓へりといふ。これ宗彦七の使井太郎と多羅時羅との情報に依りて慶尙道右道

都節制使及び同道觀察使の報告せるものに係る。

即ち朝鮮に對しては其侵入を禁せしも、明には公然許可を與へしなり。彼等が相戒めて朝鮮を避けんとせるは當時朝鮮が捕魚に採菴に煮鹽に耕田に和賣に、給糧に、あらゆる便宜を彼等に與へつゝありしを以てなり。既に明の境を侵すを許せりとするれば、朝鮮に對しても同一の場合絶てなかりしを保すべからず。宗彦七の使人井太郎の情報に據れば、宗大善は朝鮮が嘗て其漁業に従事せるものを捕へてこれを殺せるを怨み居るを以て明を侵すの途、全羅道を過ぎりて朝鮮の邊境を犯すの虞あるを告げたりといふ。茂直は大善の弟なり。此兄弟が貞盛を勸めて二島の人民の明を侵すに同意を與へしめしより斯る嫌疑を受しにあらざるか。

(此後五月三未三甫羅朝鮮に於て汝每時羅を殺して去れること實錄に見ゆ)

我國は四面環海の地たるに拘らず古來造船術は割合に開けずして船舶の制幼稚の域を脱せざりしかば、海上風浪に遭うて難破すること多く、筑前宗像社の如きは鎌倉時代に於て數百年來葦屋津新宮濱に漂着せる難破船及び其貨物の拾得品を以て大小七十餘社の修造料を支辨し來れる事實さへあり。而かも永享十一年朝鮮が對馬の使送船を大中小及び小々船に分ちて大船四十名より小々船十名迄と乗員を定めしに、實際は一船に六七十名乃至八九十名を載せ往けりといへば、當時朝鮮航海に用ゐし船舶の大小略推知せらるべし。此くの如き船舶に多くの薪水糧食等を載せたるもの一時數十艘に及び、且つ其人も對馬より壹岐に及べることありとせば、何人も其尋常細民の行爲にあらざる

を悟らん。朝鮮太宗十七年（我應永廿四年）閏五月江原道平海郡厚里浦に於て捕へられし瑟羅なる日本人間諜の白白として傳へらるゝものに據れば、

對馬に居住せる船主吾羅三浦羅（五郎三郎か）等三人二十一名の日本人を率ゐて平海方面に到り、沿河の富民を偵察せしめんが爲め、瑟羅一人を上陸せしめしものなりといふ。思ふに先きの六郎次郎等も亦船主にして豊富なる資を擁し部下を願使して此種の冒險事業に當らしめしものなるべく、彼等と島主等との關係はもとより詳かにし難きも、

既に支那の遠征を許容せるを見れば、其朝鮮を過ぎりて薪水の供給を受くるが如き場合に備へん爲め路引を給して便宜を興へしに相違なく歸來又其收益に對して海外貿易の場合に抽分錢を徴せるが如く其幾分を納めしめたりしことも略想像し得らるべし。而してこは獨り宗氏と其の部下との關係

に止ますして、これと同一の状態にありし他の守護、大小名と其部下との場合の如きも亦これを以て推測せらるべきか。

朝鮮が所謂倭寇の兩島若しくは三島の民に止まらざるを知れるは稍々後の事なり。世宗の十一年（我永享元年）十二月日本より歸りし通信使朴瑞生の復命は這般の事情に關する觀察の結果を具申せるものにして其中頗る肯綮に中れるものあれば、

今左に世宗實錄のこれに關する部分を抄出せんに  
臣到日本、自對馬島至兵庫、審其賊數及往來之路、若對馬一岐内外大島志賀平戸等島亦間關以西之賊也、四州以北竈戶社島等處亦間關以東之賊也、其兵幾至數萬、其船不下千隻、若東西相應一時興兵、則禦之難矣、其西向之路則對馬島爲諸賊都會之處、亦間關是四州諸賊出入之門、如有西向之賊、宗貞盛下令其民

不許汲水、大内殿下令赤間關禁其西出、則海賊不得來矣、且志賀庵戸社島等賊大内殿主之、内外大島宗像殿掌之、豊後州海邊諸賊大友殿治之、一岐平戸等島志佐志田平呼千等殿分任之、使被諸島之主嚴立禁防、則賊心無由啓矣、

こは尙ほ調査の不完全なる嫌なきにあらざるも、兩島若しくは三島が倭寇の巢窟なりとの傳來的謬見はこれに據りて既に根抵より覆されたること共に、是等の海賊の所屬も亦判明するに至りしなり。九州探題たりし斯波氏を始め大内氏松浦氏田平氏島津氏迄が朝鮮に使を遣して其俘虜を送還せしことあるは亦部内の海賊の爲めに擄掠せられしものなりと知らるべく、我海賊常習者の分布は此報告以上に廣かりしなり。

#### 四

これより余輩の研究は朝鮮の倭寇に對する防禦策に遷らざるべからず。

所謂己亥の東征は朝鮮に苦き經驗を與へ、再征の命下るも、士氣既に衰へて逃亡相次ぎ、下道（慶尙全羅忠清三道）の人民は爲に流移するに至り、舟楫機械等も亦破損して風浪に堪ふべくもなかりしかば、姑く出帥の期を延ばして再征の日に備へしめたりしが征討の事易からざるを知りて遂に其望を棄てたり。朝鮮は尙ほ其對馬に入寇せる日幕府が九州中國の兵を出して宗氏を援けし事實を悟らず、意外にも手強かりし我軍の抵抗に辟易せると共に、早晚其報復的侵略の避くべからざるを察し、上王たる太宗は兵曹判書趙末生に命じて對馬國守護宗貞盛（都々熊丸）に書を送り投降を勧めしめ、其使は歸りて貞盛の降を乞ひ印信を賜らんことを請へりといふも、貞盛の家臣の書といひ若し

くは貞盛の言を傳ふるといふのみにて信を取るに足らざるのみならず、應永廿八年貞盛が朝鮮禮曹判書に贈りし書には對馬の慶尙道に隸すといへる朝鮮の來書を駁して考之史藉、訊之父老、實無所據といへる程なれば、恐らくは其書と言とは共に貞盛の旨を矯めしものなるべし。是に於て朝鮮は海陸の防備を嚴にして對馬島民の來襲に備ふるの必要を感ずること極めて切實なりしを疑はず。今これを説くに先きだつて倭寇の衝に當れる三南地方の形勢を略叙するを至當の順序なりと信ず。

由來三南地方は地味の豊饒を以て知られ、行政上、軍事上宜しく打つて一團となすべき地勢にありたれば、高麗の初には慶尙楊廣全羅の三道を合せて東南海道と稱せしことあり、其後李氏の朝鮮に至りても下三道といはれて、共通の官司、制度を設けられしこと多く、一人を以て三道の巡察使

に任じ、都體察使としたりしことあり、就中慶尙道の地は他道に比し最も肥沃にして國家の府庫と稱せらる。余輩が昨年新に見るを得たりし世宗七年編纂の慶尙道地理志の統計は道内時居四萬一千三百二十戸、人丁十九萬一千七百十九、田地三十萬一千一百四十七結九十三負六束内旱四十八萬六千八百八結四負七束、水田十一萬四千三百三十九結八十八負九束あることを示し、道内の土地の脊せたるところは最も少く、其肥わたるは肥脊相半といふと相半ばし、水泉は概して深らざるも、氣候溫暖、風俗險率にして武を好み、農を業とするものゝ多き代りに、商賈を貴び歌舞を好むものは少しといふ。其最も日本に近く加ふるに物資潤澤なるより、我商船常に赴き、海賊も亦出沒せり。道内の收稅處はもと全海の佛嚴倉、昌原の馬山倉（古の石頭倉）泗州の通洋倉の三箇所にありて、各

其附近の納税を收め、更に全羅、忠清の海路より轉漕して京倉に納めたりしが、太宗の三年に海路の危険を避くる爲め、改めて陸路より忠清道忠州の慶源倉に納むることとなりしはもとより漕船の難破を慮りしに依らんも、又倭寇が慶漕船を脅し、爲めなりしかと察せらる。太宗の六年に全羅道に於て、同八年に忠清道に於て並びに漕運を奪ひ兵船を焼きしことが己亥東征の一理由たるを知らば思ひ半ばに過ぐるものあらん。

されば南海の諸島は屢倭寇の爲に占領せられ、巨濟南海の二島の如きは彼等が往來の地となれり慶尙道地理志に據るも、是等諸島の住民はこれが爲め往々他地方に移住を餘儀なくせられしものあり。例せば眞寶縣は高麗時因稱寶城、因倭寇亡廢、屬寧海任内と見ゆ、昆南郡は在高麗時、恭愍王代至正戊戌因倭寇徙人物於晋州任内大也川部曲、（

中略）屬縣二蘭浦、平山（中略）右兩縣皆在島中、因倭人物亡、但有土地耳と見ゆ、全海の加德島も因倭寇荒廢と見ゆ、巨濟縣も元宗代至元辛未因倭寇人物徙陸、寓居昌兼加祚縣地と見ゆるが如し。故に本道の防備は他道に比して嚴なりしのみならず、太宗十一年には都觀察使安騰の議に依りて南海、河東、泗川、固城、金海、梁州、機張、蔚州、長鬐、迎日、興海、清河等の沿海州郡の守令には特に文武兼備ふるものを差遣し、且つ西北面判縣令監務の例に依らしむること、なれり。

慶尙道地理志に據つて水軍の配置を窺ふに、東萊任内東平縣の富山浦に左道水營を設け、巨濟島中の吾兒里浦に右道水營を設け、前者の左道水軍都安撫處置使の所轄には蔚山の鹽浦、西生浦、開雲浦、寧海の丑山浦、盈徳の烏浦、興海の通洋浦長鬐の包伊浦、慶州の甘浦、機張の豆毛浦、東萊

の海雲浦、多大浦あり、後者の右道水軍都安撫處置使の所轄には固城の加背梁、見乃梁、樊溪、金海の齋浦、巨濟の永登浦、晋州の仇良梁、赤梁、露梁あり、水軍萬戶、副萬戶、千戶、副千戶（三品を萬戶といひ、四品を副萬戶といひ、五品を千戶といひ、六品を副千戶といふ）各其守備に任じたり。然るに世宗實錄の地理志に此巨濟吾里浦の右道水營の事を記して、

舊泊齋浦、今上元年己亥攻破對馬島、命處置使、移泊干此、又令加背梁見乃梁等處萬戶移守玉浦、所謂扼其咽喉也、

と見たれば、右道水營はもと乃而浦即ち齋浦にありしを己亥東征の後吾里浦に徙し、又加背梁、見乃梁等の萬戶を移して玉浦を守らしめたるものなり、而して乃而浦と玉浦との守備につきては世宗の十三年十月乃而浦は倭館の所在地として防禦

を嚴にせざるべからざるに、兵船少く且つ千戶を差遣するに過ぎざるは日本人に弱を示すのみならず變を生ずるの恐れありとて船數を倍加し、玉浦の都萬戶を乃而浦に移し、乃而浦の千戶を玉浦に移して見乃梁の萬戶と共に防禦の任に當らしむることゝなれり。こは皆己亥東征の跡に鑑みしものに外ならず。

兵船は鄭地が始めてこれを造りて能く倭寇を制し、大祖も亦其兵船を以て勝を得しより國初以來大にこれを重んじ各道各浦に備へしめたり。されど、己亥東征前は其數多からずして不慮の變に應ずるに足らざりしかば、世宗の如きは戰艦を罷めて、陸守となさんと放言せしことあり。己亥東征に用ゐし兵船は京畿道の十隻、忠清道の三十二隻、全羅道の五十九隻に對して慶尙道は實に一百二十六隻の多きに達し居れり。而して戦後兵船の必要

は防備上の喫緊事と看做され、一時無軍の空船を設けて其急に應せしことあり、兵曹參議朴安臣の如きは此役に對馬の敵船數百を焚奪せしことが敵膽を墜すの偉功ありたりとして、陸兵數十萬之禦賊、不若兵船數隻之制賊、といふに至れり。然るに其船舶は日本のそれに比すれば頗る拙劣なりしが如く、就中日本船程の快速力を有するものなかりしと見ゆ、前記朴安臣の上書中にも倭船驃疾旋轉如飛、視若指東、返侵於西、我兵奔難遇賊といへり。太宗嘗て諸道の兵船が日本船を追ふも及ぶものなかりしを遺憾とし、其上王たりし日、快船三艘を造らしめ、みづから楊花渡に赴いて日本船と競漕せしめしに、其輕捷なること日本船に勝れるを見て大に喜びしことあり。世宗の時日本歸化民皮古沙古なるもの、今觀兵船體制、一船只着一尾、故一遇風浪輒至傾覆、倭船則於平時懸一尾、

遇風浪、則又於兩方各懸一尾、故無傾覆之患、乞依倭船例作尾との議及び大護軍李藝の江南琉球南蠻日本諸國之船、皆用鐵釘粧之、積日而造、故堅緻輕快、雖累月浮海、固無滲漏、縱遇大風、亦不毀傷、可至二三十年矣、本國兵船則粧用木釘而造之、又急速未得牢固輕快、不出八九年而已至毀傷、隨毀隨補、松木繼難、其弊不貲、請自今依諸國造船例勿令急速粧以鐵釘、使得堅緻輕快の議を用ゐて船舶改良の實を擧ぐるに務め、更に高麗恭愍王明太祖より火砲火藥を特賜せられし例に倣うて明に請ひ造船の良匠を得て禦倭の備となさんとせり。従つて船軍の如きも國初以來他の各色軍に比してこれを優遇し、官三品に至るを得せしめたり。彼れ等は所在の各浦に居住して無事の日は營田、燔鹽及海産物採取に従事せしめられしことなるが、後下三道の船軍に限りては營田燔鹽を酌量減額せ

しめられたり。世宗の三年二月には慶尙道左道水軍都安撫處置使の議を用ゐて其所管十二浦に各兵船三四隻若しくは五六隻ありしを改めて水陸の遠近要害を分ち諸浦の兵船を聚めて變に應ずることとし、同二十一年七月には兵曹の議を用ゐて下三道の各浦に兵船一艘を加へ置き、都萬戸をして其兵船を以て所屬各浦の防禦を巡察せしむることとなせり。

次に慶尙道地理志に據つて陸軍の配置を窺ふに蔚山に左道内廂を、昌原府に右道内廂を設け、又寧海、迎日、東萊、泗川にも各鎮邊を設けて、各軍官守城軍を置けり。是等は太祖、太宗の遺制ながら世宗の時には蔚山にも鎮を置いて五鎮とせり。して陸上の防備に於て最も重要視せられしものは城郭なり。朝鮮にては遠く新羅の頃より城を築いて倭寇を防ぎしことあり、聖德王が臨關郡（

もと毛火一に蚊伐郡に作る）に城いて倭寇の路を遮れることの、三國史記に見わたるが如きは其一例なり。麗末倭寇の害年を逐うて甚しくなりてより城郭増築の必要を加へ、殊に朴葦が金海の望山城に於て倭寇の襲撃を却けてより辛禰王は城堡之置、弱可以制強、寡可以敵衆、逸可以待勞也、今此計得行、悉祖宗生靈之福也とて、諸道沿邊の郡縣に令し、各城堡を置いてこれを戍らしむることとせり。是等の築城は彼善用短兵、又能攻城といはれし倭寇の暴威を殺ぐに相當の効果ありしものゝ如く、柳廷顯は己亥東征の後、上王たる太宗に向つて今日の計は兵船を造り邊城を築くより急なるはなしといへることあり、天資英邁なる太宗は其明効あるを信じて都城修築都監をして諸道の城郭を調査せしめ、諸道に命じて修築せしめたり。世宗も亦深く其須要を認め、城堡の配置等に意を



用ゐ、又屢令を發して諸官を督勵せり。十一年許稠は慶尙道の沿海各官が倭寇の朝夕往還するところなるにも拘らず、城堡の不完全なるは憂慮すべしとて農隙にこれを修築せしめ十年後完固を期せんことを上言し世宗の採納するところとなれり。而かも築城の役起りてより民力を用ゐること多く各道の丁夫多く逃還り、且つ倭寇の警稍絶わし後は官吏の監督も弛緩せしを以て世宗に向ひ其中止を求めしものありしが、世宗は迂儒の言としてこれを斥けたり。是時に當りて都城修築都監の外、官城子あり、城基看審使あり、忠清全羅慶尙道都體察使の如きも其所管の鎮邑城を巡視して、頽壞せるは修築し、城内の平地の狹窄なるは擴張し、井の淺きは水を城外より導いてこれを補へり。盈徳縣の西面なる達老山城の如きは世宗十二年に都巡撫使崔閔徳が親しく實地を踏査したりし結果、

城内の險窄にして多數の人民を收容し難しと認めし爲め、同十九年に革廢となりしものなり。(續撰慶尙道地理誌)

慶尙道地理志は世宗實錄のそれと共に築城の年記を闕く。然るに余が前者と共に昨年始めて見るを得たりし續撰慶尙道地理誌に其年時を明記せるもの多きは朝鮮の城郭研究に取りて貴重の資料と謂はざるを得ず。(東國輿地勝覽にも間々これを載せたり、本書編纂後の築城記事は同書に據るの外あらず)今本書に據りて邑城廢壘の統計を示さんに、略左の如し。

高麗

忠惠王 復位後五年

辛禔王 四年(改築) 六年 十一年

恭讓王 元年 同二年 三年

朝鮮

太祖 三年<sup>一</sup>

太宗 十三年<sup>四</sup>(丙三改築) 十七年<sup>四</sup> 十八年<sup>一</sup>

世宗 七年<sup>一</sup> 九年<sup>二</sup>(改築) 十年<sup>一</sup> 十二年<sup>三</sup>

十四年<sup>一</sup> 十六年<sup>三</sup>(丙二は整理の爲め革廢) 十九

年<sup>一</sup>(革廢) 廿一年<sup>三</sup> 廿七年<sup>一</sup> 廿八年<sup>一</sup> 卅

年<sup>二</sup> 卅二年<sup>一</sup>

文宗 元年<sup>一</sup>

世祖 六年<sup>一</sup>

表中改築とは土城を石城に改築し若しくは破損を修築したりしたりしたもの。革廢とは城内狹窄にて人民收容の餘地に乏しきか、又城内の危険にして守護困難なりとの理由に依り廢城に歸せるをいふ。此記録を仔細に考覈するに、其中に往々古き築城記事の漏れたものもあるが如し。今二三の例を擧ぐれば東萊縣の邑城は本書に正統丙寅年(十一年、世宗廿八年)石築と見わたれども、李詹の記(興

地勝覽所收)に據るに、朴葦が金海府使たりし日、始めて望山城を修し、倭寇を防いで大功ありし經驗に鑑みて、丁卯八月十九日より經始し閏月を以て竣工したりしなり。丁卯は高麗の辛禱の十三年とす。迎日縣の邑城は本書に世宗の十二年に石築と見わたれども、高麗の恭讓王の二年に既に石築あり、巨濟の邑城も本書に辛未歲(文宗元年)石築と見わたるも、李甫欽の記(興地勝覽所收)に據るに、世宗の五年に築かれたり。されど本書の編纂時代に近き部分はよく實錄と吻合するを見る。例せば東萊縣邑城の築造を本書に世宗の廿八年とするは、世宗實錄の廿八年十月乙未朔築慶尙道東萊縣城とあるに合ひ、又巨濟邑城の築造を本書に文宗の元年とするは文宗實錄元年十一月の條に、是月築慶尙道巨濟邑縹城とあるに合ふが如し。されば誤脱は割合に少かるべし。唯世宗實錄十三年十

一月己巳の條に崔閔德が去年より沿海の諸郡に城

を築くに慶尙道は監司布置に緩にして今年始役太  
遲きを以てこれを放つ云々と見わたるに、本書に  
は十二年の築城を多く擧げたるは恐らくは何れか  
年次の舛差あるなるべし。これを實録に參互して  
世宗が己亥東征の後其禦倭策として如何に築城に  
熱中したりしかを思ふべし。鄭而漢が我世宗以高  
世之見創物之智明見萬里、備邊之事無不洞照、兩界  
沿邊要害之處、大城小堡星羅碁布前後相望、邊警  
息矣といへるは主として平安咸吉兩界の事ながら  
三南地方に於ける城堡の用意亦此くの如きものあ  
り。其他又到る處の山頂には適宜烟臺（烽燧臺）を  
設けて、其附近のそれと烽火を以て互に聯絡を取  
り、其沿海の水陸相通するところには監考一名、  
軍人五名を置いて水直といひ、敵襲を看望して迅  
速に告知するの手段を取らしめたり（文宗の初こ

れを廢せり）

されば各浦の船軍は一たび日本船と見れば賊と  
看做してこれを捕獲し審檢を経ずして殺戮を行ふ  
に至り、中には宗氏の路引を有し、武器を蓄へず  
して漁船たるの證明らかなるもありて宗氏の詰問  
を受け責任者を處罰せしことあり、これ一は彼等  
が功に居りて賞を望むに依るも、一は恐怖の念に  
打たれしに依るものにして、甚きは海市（蜃氣樓）  
を望んで倭寇となし、これより釁を構へて相戦ひ  
しものさへあり。而かも己亥東征後、朝鮮が前代  
の專守防禦より此積極的攻撃的防備に移りしは確  
かに對倭寇策の一大進歩と謂ふべく、倭寇の減退  
に與りて大に力ありしを疑はず。これ朝鮮に於け  
る海陸二方面の軍備の均しく齎せる成功にして獨  
り水軍の功にのみ歸すべきにはあらざるなり。